

京都市告示第119号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成30年 5月28日

京都市長 門川 大作

京都芸術センターについて、平成30年8月14日（火）から同月16日（木）まで並びに同年12月26日（水）及び同月27日（木）を臨時休所とする。

（理由）

当該期間に、施設のメンテナンスを行うため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）